

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	原状回復義務		
根拠条例等・条項	堺市民芸術文化ホール条例第9条		
所 管 課	文化国際 部 文化 課		
処 分 基 準	<p>入館の制限については、堺市民芸術文化ホール条例第9条に基づき処分する。</p> <p>【堺市民芸術文化ホール条例】 (原状回復義務)</p> <p>第9条 使用者は、ホールの使用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。</p> <p>2 第7条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <hr/> <p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	<p>・聴 聞</p>	<p>・弁 明</p> <hr/> <p>ただし、行政手続条例第13条第2項第号に規定する「 するとき」に該当するため、手續を省略する。</p>